

私立学校法改正の概要（骨子）

1．学校法人における管理運営機能の強化

理事制度の改善

- （ ）学校法人の業務に関する決定機関として理事会を置く（第36条関係）。
- （ ）代表権は原則として理事長が有することとし、寄附行為の定めにより他の理事にも代表権を付与することができることとする（第37条及び第49条関係）。
- （ ）理事の任期、選任・解任手続等について各学校法人の寄附行為により定めることとする（第30条関係）。
- （ ）理事のうち少なくとも1名は、選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者を選任することとする（再任の際には外部理事とみなす）（第38条関係）。

監事制度の改善

- （ ）監事の職務に監査報告書の作成並びに理事会及び評議員会への提出を加える（第37条関係）。
- （ ）監事のうち少なくとも1名は、選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者を選任することとする（再任の際には外部監事とみなす）（第38条関係）。
- （ ）監事は評議員会の同意を得て理事長が選任することとするとともに、解任手続、任期については各学校法人の寄附行為により定めることとする（第30条及び第38条関係）。
- （ ）監事は、評議員と兼職してはならないこととする（第39条関係）。

評議員会制度の改善

理事長は、毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告することとする（第42条及び第46条関係）。

2．財務情報等の公開

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を閲覧に供することを義務付けることとする（第47条及び第66条関係）。

3．私立学校審議会の構成の見直し

私立学校審議会の委員の資格、構成割合、推薦手続等を詳細に定めている現行規定を見直し、これらについて各都道府県の判断に委ねることとする（第10条及び第11条関係）。